



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q1** 年々、高齢化や医療ニーズの多様化が進んでいますね。そのため、医師や看護師等の医療従事者が不足して、過重労働が問題になっていますが、医療従事者が安心して働けるよう法改正されたそうですね。

**A1** そうなんです。医師や看護師は医療の現場で欠かせない役割を担っており、現在でも人材確保が難しく、どの病院でも不足しています。

一方で、看護師は、資格があっても働いていない潜在看護師が82万人いるそうです。ご存じのように、看護師という職業は、女性にとって(最近ではポツポツと男性も増えてきました)やりがいがあり、生涯を通して働き続けることができる職業です。しかしながら、夜勤や交代制勤務もあり肉体的にも精神的にも大変な負荷がかかる職業です。

国も医療従事者の離職防止や医療安全の確保を図るため、改正医療法(平成26年10月1日施行)により、医療従事者の勤務環境改善の促進を図ることとしました。「雇用の質」の向上、「医療の質」の向上、「患者満足度」の向上、経営の安定化の好循環を目指しています。

具体的には、「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針(厚労省告示第376号)」や、厚労省研究班作成の「勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」に沿って改善を進めます。

また、各都道府県には「医療勤務環境改善支援センター」が配置され、サポート体制が整いました。先日も千葉県に電話で現状を問い合わせましたが、段々と問い合わせも増え、効果が出てきているようです。

私たちが日々努力をして、医療機関に必要以上にお世話にならないよう、健康管理に気を付けたいと改めて思いました。

**Q2** 看護師の就労を促し、看護師不足を解消するため、看護師の働き方のガイドラインができたそうですが、どんな内容ですか？

**A2** 公益社団法人日本看護協会では「看護職が安心して働き続けられる環境づくり」ができるよう「看護職の『夜勤・交代制勤務に関するガイドライン』」を作成し、望ましい「勤務編成の基準」として11項目が提案されました。

【基準1】勤務と勤務の間隔は11時間以上あける

【基準2】勤務の拘束時間は13時間以内とする

【基準3】夜勤回数は、3交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。

【基準4】夜勤の連続回数は5日以内とする。

【基準5】連続勤務回数は5日以内とする。

【基準6】休憩時間は、夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。

【基準7】夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。

【基準8】夜勤後の休息(休日を含む)について、2回連続夜勤後には概ね48時間以上を確保する。1回の夜勤後についても概ね24時間以上を確保する事が望ましい。

【基準9】少なくとも1か月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。

【基準10】交代の方向は正循環の交代周期とする。

【基準11】夜勤・交代制勤務者の早出の始業時間は7時より前を避ける。

※やっぱり、看護師さんは働き者ですね！！

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980